

東京圏からのU/Iターンを応援！

那須塩原市 移住支援 助成金

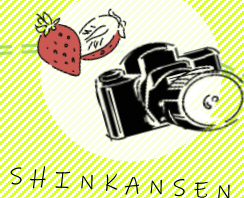


要件を満たした
東京圏からの
移住者へ

子育て加算
ひとりあたり
100万円加算

単身
60万円

世帯
100万円助成します！



SHINKANSEN



用途は
自由！

★ 那須塩原市では東京圏からの移住促進に向けて、下記要件をすべて満たした方に対し、以下の金額を助成します。

移住元（転入前）の要件



※ 以下のいずれにも該当する必要があります

- ✓ 那須塩原市に住民票を移す直前の10年間のうち
通算5年以上、「東京23区内に在住」または
「東京圏に在住し、東京23区内へ通勤」していた
- ✓ 那須塩原市に住民票を移す直前に**連続して1年以上**、
「東京23区内に在住」または
「東京圏に在住し、東京23区内へ通勤」していた

移住先（転入後）の要件



※ ①～③のいずれかに該当する必要があります

- ① テレワークにより、移住元の業務を引き続き行うこと
勤務日数の1/5を超えて通勤・出張をしないこと
- ② 県が運営する企業情報掲載サイト「**WORKWORKとちぎ**」
に移住支援金の対象となる求人情報を掲載した
中小企業等に就職すること
- ③ 栃木県の支援策である「**地域課題解決型創業支援補助金**」
の交付決定を受けること

[交付金額] 単身 60万円 世帯 100万円

※ 令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員とともに転入した方：18歳未満の世帯員ひとりにつき**100万円加算**

[申請期間] 転入後 **1年以内** ※申請には事前相談が必要です。移住促進センターまで相談予約をお願いします。

(注意) ・こちらの補助金は返還しなければならない場合があります。…3年以内の転出：**全額返還** / 3年以上5年以内の転出：**半額返還**
・補助金申請額が**予算上限に達した場合には、申請期限に関わらず、年度内の申請受付を終了する場合があります。**

[那須塩原市移住促進センター] 開館時間：9：00～17：00 休館日：水曜日・年末年始
〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1-11-1 (市民活動センター内)
☎ 0287-73-5742 FAX：0287-73-5743 ✉ kikakuseisaku@city.nasushiobara.tochigi.jp



移住支援
助成金詳細